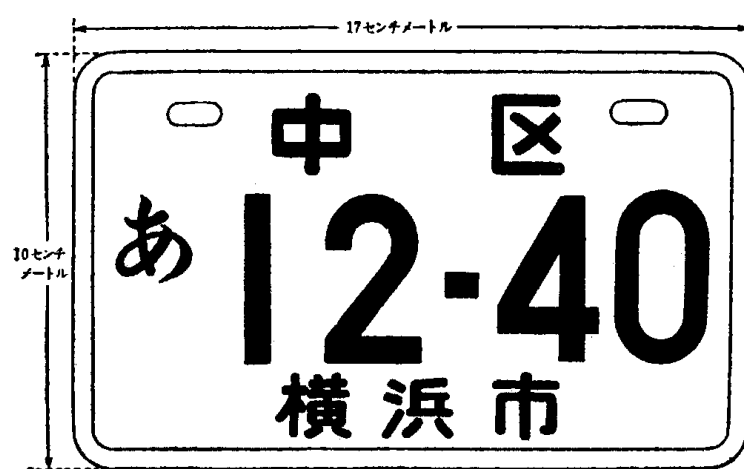


横浜市市税条例施行規則
【改正後の様式】

第66号様式(その1)



(備考)

- 1 このひな型は、原動機付自転車(特定小型原動機付自転車を除く。)及び小型特殊自動車の標識である。
- 2 ひらがな文字は、お、し、へ、ゐ、ゑ及びんは使用しないこと。
- 3 上位のけたの数字が有効数字でない場合は、直径1センチメートルの点で表示すること。
- 4 周囲、数字及び文字は浮型とすること。
- 5 地色は、原動機付自転車で、条例第73条第1号ア又はウに該当するものは白色、同号イに該当するものは薄黄色、同号エに該当するものは薄桃色、同号オに該当するものは薄青色とし、小型特殊自動車は薄緑色とし、文字及び数字は濃紺色とすること。
- 6 このひな型は、中区の例である。したがって区名は、その区のものを用いること。

第70号様式

原動機付自転車 標識交付証明書
小型特殊自動車

標 識 番 号	
取 得 年 月 日	年 月 日

納 税 義 務 者 住 所 (所在地)	
納 税 義 務 者 氏 名 (名 称)	
主 たる 定 置 場	

車 種			
車 台 番 号			
車 名		型 式	
総 排 気 量 又 は 定 格 出 力		型 式 認 定 番 号	
備 考			

(注意) この証明書は、原動機付自転車及び小型特殊自動車を使用する際は常に携帯してください。

年 月 日
横浜市 区長 
(A5)